

2022年〇月〇〇日

〇〇 市長 〇〇〇〇 様

〇〇市職員労働組合  
執行委員長 〇〇〇〇

## 処遇改善臨時特例事業実施にあたっての要求書

コロナ下で住民の健康と暮らしを守るためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、その具体化として「看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入の引上げ」の補正予算が12月20日に成立しました。

その意図するところは「民間部門における分配強化に向けた強力な支援——賃上げの推進」(閣議決定)です。そして、ケア労働者の賃上げを「春闘に向けた賃上げの議論に先んじて～～来年2月から前倒しで実施」(閣議決定)としているのは、税金を原資にした賃上げを呼び水に484兆円にも膨れ上がった内部留保の取り崩しによる賃上げが不可避なことを政府自身が認めていることでもあります。

実際に、2000年以降の世界の主要7か国名目平均賃金が日本だけがマイナスの一方で、米、英、加、独などが1.5倍にもなっており、コロナ下の経済対策としても「すべての労働者を対象」に「底上げ」を基本にした賃上げが欠かせない日本になっていると考えます。

以上のことを念頭に、緊急に具体化を迫られている「処遇改善臨時特例事業」について次のとおり要求します。

なお、関係省庁からの通知が年末に集中し、対応に追われている実情は承知していますので、未確定事項も含めて順次に、かつ早急に回答していただけますように申し添えます。

### 記

#### 1. 労使協議の進め方に関わって

- ① 国が補助事業として実施する処遇改善事業であっても、労働条件変更は必ず労使協議・労使合意のもとに実施してください。
- ② 協議期間が限定(補助金交付申請に期限がある)された交渉となることから、労使合意にむけてスケジュールを明確にして協議してください。
- ③ 交渉の前提として、補助事業の理解を一致させてください。とくに、当局として積算した該当補助金総額を早急に提示してください。

#### 2. 改善の対象者・方法・規模に関わって

- ① 処遇改善事業に関わる施設の従事者は、公務か民間か、正規か非正規か、フルかパー

トか等の相違にかかわらず全員を対象に、公正性・客観性ある改善を行ってください。

- ② 組合からは別添のとおり「改善要求」を行いますので、「賃金改善計画書」を作成し、限度額を上回る交付申請を必ず行ってください。
- ③ 処遇改善事業により新たな不公平・格差が生じないように、同職種で任用（雇用）されている対象外の施設従事者にも独自の改善措置を行ってください。
- ④ 公正性・客観性ある改善のために交付額を上回る財政支出が必要となる場合も独自のとりくみとして実施してください。

### **3. 賃上げによる経済の好循環の実現に関わって**

処遇改善事業の背景にある「コロナ克服・新時代開拓のための経済政策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）では公務、民間ともに「分配強化」を謳って、賃上げによる「成長と分配の好循環」を求めています。

その趣旨は、特例事業とは別に、賃上げを使用者に対して政府が求めていることであり、2 月に提出する「自治労連埼玉県本部 2022 年統一要求書」にもとづいて、政府施策を後押しする賃上げを本市で働くすべての労働者に実施してください。

### **4. 事務手続きの延長など実務の具体化に関わって**

現在までに示されている政府スケジュールは、事業者の実務、市の交付申請事務、議会（条例、予算等）の民主的コントロール手続きからかけ離れたものと考えます。

コロナ感染拡大により市職員も出勤抑制等の影響を受け、他の業務での長時間労働を迫られているもとの、さらに緊急の対応を求められることは働き方改革の趣旨にも反します。

そこで、事務手続きの延長、遅延への配慮を国に要請することも検討してください。